

補遺

平成 27 年 2 月
（株）日本法令

商業登記規則等の一部改正について

平成 27 年 2 月 27 日より、商業登記規則等の一部改正に伴い、**役員（代表取締役、取締役及び監査役）** 就任時の登記申請の際に添付する書面等が変更となります。

登記 50-A「株式会社設立登記申請・届出様式集」に収録の解説書は平成 27 年 2 月 26 日までに登記申請をすることを前提に作成されておりますので、平成 27 年 2 月 27 日以降に登記申請をする場合は、下記箇所を読み替えてご使用くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

<改正の内容>

改正前	改正後
取締役会設置会社の場合、代表取締役の就任登記の添付書面として印鑑証明書が必要。代表取締役以外の取締役、監査役は、公務員が職務上作成した証明書の添付は 不要 。	取締役会設置会社の場合、代表取締役の就任登記の添付書面として印鑑証明書が必要。 代表取締役以外の取締役、監査役は、 就任承諾書に記載された氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市区町村長その他の 公務員が職務上作成した証明書（当該取締役等が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）の添付が必要 。
取締役会非設置会社で監査役を設置する場合は、監査役の就任登記の添付書面として、公務員が職務上作成した証明書の添付は 不要 。	取締役会非設置会社で監査役を設置する場合は、 監査役の就任登記の添付書面として、 就任承諾書に記載された氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市区町村長その他の 公務員が職務上作成した証明書（当該取締役等が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）の添付が必要 。

《公務員が職務上作成した証明書》の例》

- 住民票 ○戸籍の附票 ○住基カード（住所が記載されているもの）のコピー※
- 運転免許証等のコピー※
- ※裏面もコピーし、本人が「原本と相違がない。」と記載して、記名押印が必要。

<読替え箇所>

◎ 4 ページ、右段 4 行目「2 次のものを準備してください」の説明に下記「④ 就任承諾書に記載された氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市区町村長その他の公務員が職務上作成した証明書」の説明を追加のうえ、読み替えてください。

④ 就任承諾書に記載された氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市区町村長その他の公務員が職務上作成した証明書
取締役等の就任承諾書に記載された取締役等の氏名と住所が確認できる本人確認資料として必要となります。取締役会設置会社の場合、代表取締役以外の取締役分を各 1 通、監査役分を各 1 通。取締役会非設置会社で監査役を設置する場合は、監査役分を各 1 通。

◎ 77 ページ、左段 11 行目「このような場合には、就任承諾書を作成する必要はありません。」と記載しておりますが、商業登記規則等の一部改正により、登記申請の際に、取締役等の就任承諾書に加えて、就任承諾書に記載された氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市区町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該取締役等が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）の提出が必要となるため、取締役会設置会社の場合は、代表取締役以外の設立時取締役、設立時監査役の就任承諾書を作成することになります。

◎ 78 ページ、3 行目「②住所は、正確に記載します。」を「②住所は、公務員が職務上作成した証明書の記載のとおり、正確に記載します。」と読み替えてください。

◎ 78 ページ、4 行目「③設立時取締役（取締役会設置会社を除く）～添付しなければなりません（商登規 61Ⅱ）。」の「（取締役会設置会社を除く）」を削除して、この後に下記説明を追加のうえ、読み替えてください。

取締役会設置会社の設立時取締役、設立時監査役は、就任承諾書に記載された氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市区町村長その他の公務員が職務上作成した証明書を添付しなければなりません（商登規 61Ⅳ）。

◎ 88 ページ「Ⅳ 登記所に提出を要する書面」に下記説明を追加のうえ、読み替えてください。

○ 就任承諾書に記載された氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市区町村長その他の公務員が職務上作成した証明書
取締役等の就任承諾書に記載された取締役等の氏名と住所が確認できる本人確認資料として必要となります。取締役会設置会社の場合、代表取締役以外の取締役分を

各 1 通、監査役分を各 1 通。取締役会非設置会社で監査役を設置する場合は、監査役分を各 1 通。

◎ 92 ページ「図解 A」の説明として下記事項を追加のうえ、読み替えてください。

作成した取締役等の「就任承諾書」とその確認資料としての「就任承諾書に記載された氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市区町村長その他の公務員が職務上作成した証明書」は、図解 A に示してある「有価証券の取引所の相場を証する書面」と「代表取締役の印鑑証明書」の間に挟んで綴じます。

◎ 97 ページ、左段下から 12 行目「⑦★2 本例では、～ここには例示のように記載します。」の後に下記説明を追加のうえ、読み替えてください。

取締役会設置会社の場合は、代表取締役以外の設立時取締役、設立時監査役の就任承諾書を作成のうえ、その就任承諾書に記載された取締役等の氏名と住所が確認できる本人確認資料として、就任承諾書に記載された氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市区町村長その他の公務員が職務上作成した証明書の添付が必要です。95 ページ記載例 10 の申請書の例では、申請書の添付書類に記載してある就任承諾書の横に提出分の枚数「○通」と記入し、★4 には、その就任承諾書に記載された取締役等の氏名と住所の確認用の公務員が職務上作成した証明書を「本人確認証明書 ○通」と記入することになります。
